

# 福岡市公報

令和8年3月2日 第7215号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○景観計画の変更(第44号) .....	1	1
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定(第45号) .....	1	1
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第46号) .....	2	2
<b>公 告</b>		
○福岡市周船寺駅南土地区画整理組合の定款の変更認可(第50号) .....	2	2

## 告 示

### 福岡市告示第44号

景観法第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のように告示するとともに、当該景観計画の図書を福岡市役所(住宅都市みどり局地域まちづくり推進部都市景観室)において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 変更した景観計画の名称  
福岡市景観計画
- 2 効力の発生する日  
令和8年4月1日

### 福岡市告示第45号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域(特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。以下同じ。)を指定するので、同条第2項の規定により次のように公示する。

令和8年3月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域  
福岡市早良区田村二丁目700番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定

#### 福岡市告示第46号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和8年3月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域  
福岡市早良区田村二丁目700番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

### 公 告

#### 福岡市公告第50号

土地区画整理法第39条第1項の規定に基づき、福岡市周船寺駅南土地区画整理組合の定款の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和8年3月2日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 組合の名称  
福岡市周船寺駅南土地区画整理組合
- 2 組合の事務所の所在地

変更前	福岡市西区大字飯氏322番地
変更後	福岡市西区大字飯氏949番地

- 3 設立認可の年月日  
令和6年1月29日
- 4 事業施行期間  
令和6年1月29日から令和15年3月31日まで

5 施行地区

福岡市西区大字周船寺、周船寺二丁目及び大字飯氏の各一部

6 変更認可の年月日

令和8年3月2日

